

ムラマツ 村松 久麻加夫都阿良加志比古神社所蔵貞應三年の立券狀に村松里があり、慶長五年七月十三日附前田利政の櫻井八左衛門に與へた知行所附にも貳百表村松と見える。羽咋郡町居の古名を村松といふとあるから。その地であらう。

ムラマツヒデタダ 村松秀允 通稱金太夫。御算用場に勤仕し、祿四十俵を受け、寛政四年藩學明倫堂開始の際、算學の教授に列した。秀允の算學は三池流で、下村幹方の門人ではないが、序次に於いて之に繼ぐものである。その弟子に宮井安泰・馬淵文郎を出した。

ムラマツヒヨウザエモン 村松標左衛門 羽咋郡町居の人。諱は修平又は紀風、尙志軒と號する。京都に赴きて小野蘭山の門に入り本草學を修めた。嘗て藩の老臣村井氏に仕へ、關東に至つて人參栽培法を傳へ、長崎に赴いて甘蔗の植栽を研究し、又紀州に行きて蜂蟻の製法を明らかにした。天保十二年歿、享年七十九。著す所に大和本草大意・救荒本草啓蒙・農業開卷志・尙志軒夜話・尙志軒雜錄抄・村松紀風手記・馬療本草・馬療木鐸大全・本農精微論・不言錄・東國見聞録がある。

ムラマンゾウ 村萬雜 藩政の時農村自治に關する費用を村萬雜といふた。村萬雜は萬雜帳に記入して村役人が保管し、毎年末組合頭及び百姓を肝煎の家に會して、その負擔を決議した。↓マンゾウ 萬雜。

ムラメン 村免 藩政の時、一村を通じて定めた納租の率をいふた。一村内には上中下田を混するが、之を平均して某村幾つ何分と定めた免合で、百姓は毎年その額を上納する義務を負うた。

ムラモトカンジュウロウ 村本勘十郎 諱は伊久。鳳至郡輪島眞金屋萬次郎の二子。寛政九年生まれ、幼名助次郎。文政八年同町勘十郎の養子となつてその名を嗣ぎ、漆器を上國に行商したが、固より算學を好むを以て、大坂に於いて福田復の塾に入り、終に奥義を極め、後天保山炮臺築造の事あるに當つてその監督に當り、姓を村本、諱を伊久と稱した。後歸郷して子弟に教へ、天算術・算術速成法・算法等の書を著し、明治三年正月廿九日七十三歳を以て歿した。

ムラヤシシゲ 村藎重 通稱安左衛門。父善右衛門應信の祿五百石を襲ぎ、御馬廻組に班し、元祿七年御馬廻番頭として飛騨高山城の警備に當り、九年二月十二日歿した。

ムラヤマシロベニ 村山四郎兵衛 初世は通稱新左衛門。鳳至郡中居新左衛門の二子で、金澤に移り鑄物師の業に従ひ、寶永元年に歿した。二代四郎兵衛正久、初名徳松、幼にして家を襲ぎ、正徳四年上洛して御藏氏から鑄物師たるの免許を得、五年加賀藩の火矢方隱密方の職に任せられ、子孫之を世襲した。寶曆七年歿。三代四郎兵衛正久は養子で、亦初め子なく、四代正久に家を譲つたが、四代が安永五年に歿したので再び業を攝し、寛政五年に逝いた。五代四郎兵衛正久は三代の子で、幼名與次郎、後若狹守と稱した。天保元年歿。六代四郎兵衛正久は四代の遺子で、幼名吉太郎、天保七年歿。七代四郎兵衛正久は五代の子で、幼名を半四郎といひ、家を襲いだが、養父に先だつて天保六年に歿した。八代四郎兵衛正久は五代の子、幼名吉三郎、嘉永六年以降砲身砲丸鑄造のことに與り、明治七年歿。

ムラヤマスイオク 村山聖屋 石川郡鶴來の人。通稱文藏。諱は煥、字は君章、翠屋・墨癡・青嵐積翠草舎・彩翠成嵐舎の號がある。初め金子有妻に就いて漢學を習ひ、又京都に遊んで講を山本梅逸に學び、歸郷して家を弟に委ね、後園に草堂を營み、傳彩を以て名大に顯れた。晩年北州に遍歴し、明治三十三年十一月七十二歳を以て歿。

ムラヤマダイミヨウジン 村山大明神 文政三年三月金澤に遊廓の公許せられたのは、藩の老臣村井長世・町奉行山崎範侃の盡力に因る所多かつた。是に於いて卯辰茶屋町の當業者等は、二人を祀るが爲に、觀音町に村山大明神の社殿を造營し、次いで之を廓内に移した。この社殿に天満宮の額を掲げたのは、その際藩侯を主神としたのと、廿五日に許可を得た爲であつた。今菅原神社と稱する。

ムラヤマブゼン 村山豊前 初め越中と稱し、臂力あつて好んで大言を吐いた。慶長以降小早川秀秋・井伊直政に仕へ、轉じて岡山の城主池田忠繼の祿を受けたが、大坂の役に同僚臼井十太夫と隙を構へ、又連りに紛争するを以て籍を削られた。次いで元和の初前田利常に來仕して二千石を受け、足輕頭に任せられたが、發銃禁止の日に當り之を犯すを以てまた浪人した。豊前乃ち京師に上り、安藝國主淺野光晟の招に應じて途岡山を經た時、輿中に在つて臼井十太夫の爲に刺殺せられ、十太夫も亦士道を失ふを以て追はれたといふ。

ムラキウチ 村井氏 親元日記に、『寛正六年六月廿日丙申武庫へ賀州村井御禮太刀系二結』とある。石川郡村井の人であらう。

ムラキウチ 村井氏 (一) 世系一 加賀藩の老臣八家の一つで、長頼・長次・長家・長朝・親長・長堅・長磐・長世・長道・長貞・長在の十一代に亙り、その祿多い時は一萬七千二百四拾五石餘を受けたが、多くは一萬六千五百六拾九石二斗七升(内千百拾石與力知)であつた。長在の嗣子長八郎の時、明治三十三年五月特に華族に列し男爵を授けられた。

(二) 邸第一 元祖長頼の時金澤城内三ノ丸なる石川門の傍、後に異風稽古所があつた地に居住し、次いで西ノ丸に轉じ、その子出雲長次の時北ノ丸即ち後に權現堂のあつた地に移つた。その後城内なる諸士の邸を城外に退去せしめた時長町に邸地を賜はり、廢藩の時に及んだ。

ムラキカキ 村井家記 村井家の祖長頼が前田利家以來戰功を顯した次第を、長頼の孫大聖寺藩士村井又兵衛長時から、宗家村井藤十郎に申送つた記録である。

ムラワケ 村分 ↓ブンケ 分封。北川・武江・中村・樋爪・德行・殿・馬渡・石田の垣内がある。祇陀寺文書應永二年十月朔日付鶴童丸(當樞政親)の判書に、『加賀國河内庄祇陀寺領中村庄久武保村井之内中略田地等事、領丹後守致押領云々』と見える。寶永誌に、此の村領に猿樂田があり、同村春日社の猿樂料であつたと記すが、その春日社は本村井神社のことである。同書にまた、同領の内にえんきう寺といふ禪寺があつたと記す。

ムラキウチ 村井氏 親元日記に、『寛正六年六月廿日丙申武庫へ賀州村井御禮太刀系二結』とある。石川郡村井の人であらう。

ムラキウチ 村井氏 (一) 世系一 加賀藩の老臣八家の一つで、長頼・長次・長家・長朝・親長・長堅・長磐・長世・長道・長貞・長在の十一代に亙り、その祿多い時は一萬七千二百四拾五石餘を受けたが、多くは一萬六千五百六拾九石二斗七升(内千百拾石與力知)であつた。長在の嗣子長八郎の時、明治三十三年五月特に華族に列し男爵を授けられた。

(二) 邸第一 元祖長頼の時金澤城内三ノ丸なる石川門の傍、後に異風稽古所があつた地に居住し、次いで西ノ丸に轉じ、その子出雲長次の時北ノ丸即ち後に權現堂のあつた地に移つた。その後城内なる諸士の邸を城外に退去せしめた時長町に邸地を賜はり、廢藩の時に及んだ。

ムラキカキ 村井家記 村井家の祖長頼が前田利家以來戰功を顯した次第を、長頼の孫大聖寺藩士村井又兵衛長時から、宗家村井藤十郎に申送つた記録である。